

令和9年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 小学校用教科用図書は、令和8年度と同一の教科用図書を採択する。
- 2 教科用図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 教科用図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にする。
- 4 教科用図書の採択は、教科用図書審議委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定する。